

令和 4 年 8 月 3 1 日
文 部 科 学 省
総合教育政策教育人材政策課

研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関するガイドライン案に関する
パブリックコメント（意見公募手続）の結果について

「研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関するガイドライン案」について、令和 4 年 6 月 3 0 日から令和 4 年 7 月 2 9 日までの期間、電子メール・郵便・ファックスを通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、合計 1272 件の御意見をいただきました。

今回御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

いただいた主な意見の概要は別紙のとおりです。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

(別 紙)

研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関するガイドライン案に関する パブリックコメント（意見公募手続）の結果について

1. 実施概要

- (1) 実施期間：令和4年6月30日（木）～令和4年7月29日（金）
- (2) 総意見数：1272 件
 - (内訳) メールによるご意見 1085 件
 - FAX・手紙によるご意見 187 件

2. 主な意見

※1つの意見を分けて記載している場合や同内容の意見を集約している場合があります。

第1章 「令和の日本型学校教育」を担う新たな教師の学びの姿の実現

2. 新たな教師の学びの姿の実現のための研修推進体制

- すでに学校には、研修の担当者(研修担当、研修係等)が校務分掌として位置づいている。研修主事を置くとしても、あくまでも従来から学校が割り当てている担当者をもって充てるべきである。また、働き方改革の観点からも、新たに人が配置されないのであれば、これ以上の業務を課すべきではない。

第2章 研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関する基本的考え方

1. 基本的考え方

- 衆議院附帯決議「教員が参加しやすくなるよう時間の確保」をふまえ、希望する研修が勤務時間内で受講することが出来るよう、教員の持ち時間数の上限を定めることや研修代替加配の配置等、働き方改革の観点から諸条件の整備を明記すること。

3. 研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励の内容・方法等

(1) 対象となる教師の範囲

- 参議院附帯決議「(略)会計年度任用職員についても校内研修など職務としての研修が勤務時間内で確保されるよう周知・徹底すること」をふまえ、会計年度任用職員の研修時間の確保を明記すること。

(3) 研修履歴の記録の範囲

- 教員の自主的・主体的研修を、任命権者が必要と認めるかどうかの範囲を一方的に決めることがないことを明記すること。

(5) 研修履歴の記録の方法

- 研修履歴の記録に当たっては、教員負担の軽減を図るため、チェック方式などを導入し、出来る限り簡素化を図ること。また、研修の報告についても大臣答弁「レポート提出とかそういったことについては、私は出来るだけ簡略化していくということ」(22.5.10 参議院文教科学委員会)をふまえ同様とすること。

(8) 対話に基づく受講奨励の方法・時期

- 「主幹教諭など学校管理職以外の者に対して、研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励の一部を担わせることも可能である」とあるが、p14 の(7) 研修受講履歴の記録の閲覧・提供の三つめの○には閲覧について、個人情報保護の観点から「個々の教師及び学校管理職」となっており、主幹教諭が閲覧することは問題があるため、受講奨励は管理職のみとすること。
- 受講奨励の内容については、管理職等からの一方的な指導で行われるものではなく、対話のなかでおこなわれることが基本ということを明記すること。また、受講履歴はあくまで参考とすることを明記すること。
- 人事評価について、「研修履歴や研修量の多寡そのものが人事評価に直接反映されるものではない」とされている一方で、「研修を行った結果として各教師が発揮した能力や挙げた業績について、人事評価の対象となる」としている。成果がすぐに表れる研修もあると思われるが、研修によっては、成果は受講後すぐに表れるものではないことから、あくまでも限定的であることを明記すべきである。

第3章 研修受講に課題のある教師への対応

2. 期待される水準の研修を受けているとは到底認められない場合

- 管理職等からの指導・助言に関しては、教員が応じない場合も直ちに法令違反が生じるわけでないことや指導・助言は管理職等から一方的に指導するのではなく、対話の中で行われることを明記すること。

3. 「指導に課題のある」教員に対する研修等

- 二つめの「指導が不適切である」教員の認定や、「指導改善研修に至るプロセスに入る可能性」等は、「指導が不適切な教員に対する人事管理システムのガイドライン」に記載されており、あえてこの項目を記載する必要はない。